

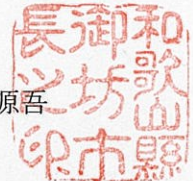
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月15日

御坊市長 三浦 源吾



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	森林の所在			森林情報					経営管理権の 存続期間	備考
	大字	字	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)		
集R3-1	明神川	番匠畑	885-4	26	ハ	3他	山林	0.8986 (0.56)	2022.4.1～ 2027.3.31	
集R3-1	明神川	番匠畑	885-5	26	ロ	33他	山林	1.1999 (0.83)	2022.4.1～ 2027.3.31	
集R3-1	明神川	檜山	1042	27	二	4	山林	0.9908 (0.11)	2022.4.1～ 2027.3.31	

※面積の数値は地番全体の面積、（）書きの数値は人工林の面積

2 縦覧場所

御坊市役所農林水産課、御坊市のホームページ

3 本公告により、御坊市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。